

平成30年3月29日(木曜日)号外 第 14 号

癷 行 호

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

次 目

百

○法令審査会規程及び宮崎県職員の職務発明等に

関する規程の一部を改正する訓令………(行政経営課)10

○県議会事務局等の予算執行事務等専決規程の一

部を改正する訓令…………………………(財政課)11

○文書取扱規程の一部を改正する訓令………(総務課) 1 ○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……(行政経営課)5 ≒ ○賠償等審査会規程の一部を改正する訓令…………(会計課)11

訓

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第3号

(定義)

文書取扱規程の一部を改正する訓令

第1条 文書取扱規程(平成2年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。

(1)~(8) [略]

(9) 担当リーダー 宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号) 第2条第8号に規定する担当リーダーをいう。

(10)~(18) 「略]

(文書の取扱いの原則)

第3条 [略]

2 文書の管理は、原則として文書管理システムを利用して行うも のとする。ただし、総務課長がこれにより難いと認めた場合は、 この限りでない。

(総務課長の職務)

- 第4条 総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、本庁及 び出先機関における文書事務を総括する。
- 2 [略]

(決裁区分等の表示)

第21条 [略]

2 [略]

3 決裁伺書の文書分類及び保存期間の欄には、第38条第1項の規 定により作成したファイル管理基準表による文書分類及び保存期 間を表示しなければならない。

(代決、後閱等)

第28条 宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の定めるとこ ろにより代決した者は、起案文書の代決者として押印した印影の 上部に「代」と記載し、後閲を要すると認められるものは「後閲 」と記載しなければならない。

2 [略]

各号に定めるところによる。

改正後

(1)~(8) [略]

(9) 担当リーダー 宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号) 第2条第11号に規定する担当リーダーをいう。

(10)~(18) 「略]

(文書の取扱いの原則)

第3条 [略]

(定義)

2 文書の管理は、原則として文書管理システムを利用して行うも のとする。ただし、総務部総務課長 (以下「総務課長」という。)がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

(総務課長の職務)

第4条 総務課長は、本庁及び出先機関における文書事務を総括す

2 [略]

(決裁区分等の表示)

第21条 [略]

2 [略]

3 決裁伺書の文書分類及び保存期間の欄には、第38条第1項の規 定により作成したファイル管理基準表(別記様式第10号の2)に よる文書分類及び保存期間を表示しなければならない。

(代決、後閱等)

第28条 宮崎県事務決裁規程の定めるところにより代決した者は、 起案文書の代決者として押印した印影の上部に「代」と記載し、 後閲を要すると認められるものは「後閲」と記載しなければなら ない。

2 [略]

(ファイル管理基準表)

り、ファイル管理基準表(別記様式第14号)を毎年度当初に作成 しなければならない。

2 [略]

(準用)

第50条 出先機関における文書の整理、保管及び保存については、 第42条から第46条及び第48条の規定を除き本庁に準じて処理する ものとする。

(帳票等の種類)

第51条 この訓令により作成する帳票等は、次のとおりとする。

- (1) 総務課に備え付ける帳票等
 - ア 特殊文書受付配布簿 (様式第1号)
 - イ 収受印(様式第3号)
 - ウ 例文登録台帳 (様式第8号)
 - ェ 表紙 (様式第18号)
 - オ 背表紙 (様式第19号)
 - カ 保存文書閲覧・借覧簿(様式第20号)
- (2) 行政経営課に備え付ける帳票等
 - ア 例文登録台帳(様式第8号)
 - イ 条例等番号簿(様式第9号)
- (3) 本庁各課に備え付ける帳票等
 - ア 引継 (廃棄) 文書目録 (様式第16号)
 - イ 文書登録票_(様式第17号)_
- (4) 出先機関に備え付ける帳票等
 - ア 特殊文書受付配布簿(様式第1号)
- (5) 本庁各課及び出先機関に共通して備え付ける帳票等
 - ア 収受印 (様式第3号)
 - イ 収受文書処理簿(様式第4号)
 - ウ 閲覧印(様式第5号)
 - エ 電話口頭連絡票(様式第6号)
 - オ 決裁伺書(様式第7号)
 - カ 施行文書処理簿 (様式第10号)
 - キ 決裁印(様式第11号)
 - ク 文書管理簿 (様式第12号)
 - ケ ファイル管理基準表 (様式第14号)
 - コ フラットファイル(様式第15号)

(ファイル管理基準表)

第38条 課長は、文書を分類整理するため、文書管理システムによ|第38条 課長は、文書を分類整理するため、文書管理システムによ り、ファイル管理基準表を毎年度当初に作成しなければならない

2 [略]

(準用)

第50条 出先機関における文書の整理、保管及び保存については、 第42条から第46条まで及び第48条の規定を除き本庁に準じて処理 するものとする。

(帳票等の種類)

第51条 この訓令により作成する帳票等は、次のとおりとする。

- (1) 総務課に備え付ける帳票等
 - ア 特殊文書受付配布簿
 - イ 収受印
 - ゥ 例文登録台帳
 - エ 表紙
 - オ 背表紙
 - カ 保存文書閲覧・借覧簿
- (2) 行政経営課に備え付ける帳票等
 - ァ 例文登録台帳
 - イ 条例等番号簿
- (3) 本庁各課に備え付ける帳票等
 - ア 引継 (廃棄) 文書目録
 - イ 文書登録票
- (4) 出先機関に備え付ける帳票等 特殊文書受付配布簿
- (5) 本庁各課及び出先機関に共通して備え付ける帳票等
 - ァ 収受印
 - イ 収受文書処理簿
 - ゥ 閲覧印
 - ェ 電話口頭連絡票
 - オ 決裁伺書
 - カ 施行文書処理簿
 - キ 決裁印
 - ク 文書管理簿
 - ケ ファイル管理基準表
 - コ フラットファイル

別記様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第8条、第51条関係)」に改める。

別記様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号(第11条、第51条関係)」に改める。

別記様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号(第11条、第51条関係)」に改める。

別記様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号(第11条、第15条、第30条、第51条関係)」に改める。

別記様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号(第12条、第51条関係)」に改める。

別記様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号(第15条、第21条、第51条関係)」に改める。

別記様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号(第17条、第17条の2、第51条関係)」に改める。

別記様式第9号中「様式第9号」を「様式第9号(第18条の2、第51条関係)」に改める。

別記様式第10号中「様式第10号」を「様式第10号(第18条の2、第29条、第51条関係)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10の2 (第21条、第38条、第39条、第41条、第44条、第51条関係)

年度ファイル管理基準表

					十段ノテイ	. 11.		F-2X		所属番号	所 属
	大 分 類	Į.	中 分 類	/,	〉 分 類	保存	冊数	引継年月	廃棄年月	保管庫	備考
コード	名 称	コード	名 称	コード	名 称	期間	Ⅲ级	分配平力	施来 平月	番号	
Α	庶務	00	一般	00							
···	٠	٠٠٠٠	l		·····	$\downarrow \sim$	<i>ـــ</i>	L	L	L	L
···	/ ~~~~	$\sim\sim$	/ ~~~~	$\sim \sim $	~~~~~		$\sim\sim$	/~~~~	/ ~~~~	Y~~~~	/~~~~
~~~	·····	01	文表~~~~~	~~~~	~~~~~	$\frac{1}{2}$	<u></u>	·····	·····	·····	·····
<b>~~</b>	<b>/</b> ~~~~~	~~~~	<b>/</b> ~~~~	$\gamma \sim 16$	~~~~~	$\gamma \sim$	$\sim\sim$	/~~~~	/~~~~	Y~~~~	/~~~~
		02	県議会	~~~~							
***	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	7~16~~		Ϋ́̈́̈́́	ڒ؞؞ڔ	ř	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	Ť	^۲ ۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲۲
		03	総合企画	00							
***		$\widetilde{\gamma}$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	7~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		Ÿ	ᢅᢝ	~~~~~	~~~~~	Ÿ	<b>*****</b>
		04	広報広聴	00		1					
***	<u></u>	*****	**********	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	******	****	<b>~~~</b>	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<b>******</b>	<b>******</b>	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
^^^	<u></u>	<u></u>	<u> </u>		~~~~~	<u></u>	<u>~~~</u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>
~~~	J	15		1000	~~~~~	$\frac{1}{2}$	L			L	
~~~	<b>/</b> ~~~~	$\sim\sim$	·····	$\sim 16$	~~~~~	$\gamma \sim$	$\sim\sim$	//////	/~~~~	Y~~~~	~~~~
B	職員	00	一般	00	~~~~~	·	<u></u>	·····		·····	
	·	~~~~	······	16		Ϋ́	مممر	······	processor and the second	Y Y	·····
		01	人事	00		2000					
***		~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	7~16~~		Ϋ́̈́̈́́	ڒ؞؞ڔ	ř	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	Ÿ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		02	服務	00		1					
<b>~~~</b>	<b>*******</b>	~~~~~	<b>******</b>	$\widetilde{\gamma}$	******	****	$\approx$	<b>*****</b>	~~~~~~	<b>******</b>	<b>*****</b>
		03	給与	00		+					
***	<b>/</b>	*****		$\stackrel{\longleftarrow}{\uparrow}\stackrel{\longleftarrow}{\downarrow}\stackrel{\longleftarrow}{\downarrow}$	******	****	<b>~~~</b>	<b>*****</b>	<b>******</b>	<b>******</b>	<b>*****</b>
		04	諸手当	00		+					
<b>***</b>	<b>******</b>	*****		~~~~	******	****	<b>~~~</b>	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<u> </u>	<b>*****</b>	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
		0.5	か連	16		+					
×××	<u></u>	05	旅費	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~	<u></u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	
		1	lessues a	16		1					
~~~	ļ,,,,,,,,	06	福利厚生	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~	۳۳۳	کمک	ليبيين	<u></u>	<u> </u>	ليبينين
		,,,,,,,,,		16		1000	000		00000	000000	
~~~	٠٠٠٠٠٠٠	07	研修	00	·····	$\downarrow \sim$	<i>ل</i> ممم	l	J	h	l
~~~		$\sim\sim$	<b>,,,,,</b> ,,,,	16	~~~~~	$\sim$	$\sim$	·····	·····		<b>/</b>
~~~		7~15~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~			ŸŸŸ	۲۰۰۰	ř	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	Ÿ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
<b>***</b>	<b>******</b>	*****	<b>******</b>	******	******	****	<b>~~~</b>	<b></b>	<u> </u>	<b>!</b>	<b>*****</b>
С	財務	00	一般	700 00		+	-				
×××	L~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	!~^!X	$\sim\sim\sim$	*******	****	<b>~</b> ~~	<u></u>	<u> </u>	<b>!</b>	<b></b>
	-	01	-y. hth;	16		+	<u> </u>				
×××	<u></u>	01	予算	~~~~~	~~~~~	<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u> </u>	<u></u>
	1	70000		16		Ĭ	200			100000	
~~~	٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠	$\frac{02}{100}$	収入	00	·····	+	لسم	L	٠٠٠٠٠	L	l
~~~	<b>/</b>	~~~~`	<b></b>	$\gamma \sim 16$	············	$\gamma \sim$	$\sim$	·····	/~~~~`	Y~~~~	/~~~~
	T .	0.3	<b>本</b> 中	00			Г —			1	

(備考) 1 大分類のA~C及び様式に記載された中分類は共通分類とする。

2 大分類のD以降及び様式に記載されていない中分類は固有分類とする。

財産へ

16

別記様式第11号中「様式第11号」を「様式第11号(第29条、第51条関係)」に改める。

別記様式第12号中「様式第12号」を「様式第12号(第37条、第51条関係)」に改め、「平成」を削る。

別記様式第13号及び別記様式第14号を次のように改める。

様式第13号及び様式第14号 削除

別記様式第15号中「様式第15号」を「様式第15号(第39条、第51条関係)」に改める。

別記様式第16号中「様式第16号」を「様式第16号(第43条、第48条、第51条関係)」に改める。

別記様式第17号中「様式第17号」を「様式第17号(第44条、第51条関係)」に改める。

別記様式第18号中「様式第18号」を「様式第18号(第44条、第51条関係)」に改める。

別記様式第19号中「様式第19号 | を「様式第19号(第44条、第51条関係) | に改める。

別記様式第20号中「様式第20号」を「様式第20号(第46条、第51条関係)」に改める。

第2条 文書取扱規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(例文処理)

第17条 [略]

2 [略]

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により処理する事案の うち県公報に登載するものについては、主務課長は行政経営課長 に合議をして、一定の文案を例文として定めなければならない。
- 4 総務課長及び行政経営課長は、前2項の規定により定められた 3 総務課長は、前項の規定により定められた例文を例文登録台帳 例文を例文登録台帳(別記様式第8号)に登録しなければならな
- 5 前3項の規定は、例文の変更について準用する。
- 6 例文として処理することが適当と認められる事案については、 総務課長又は行政経営課長が主務課長にその旨を通知し、これを 指導することができる。

(契約書の例文)

- 第17条の2 <u>行政経営課長</u>は、法第 234条第1項に規定する契約(|第17条の2 <u>総務課長</u>は、法第 234条第1項に規定する契約(以下 以下「契約」という。)に係る契約書について、一定の文案を例 文として定めることができる。
- 例文登録台帳に登録しなければならない。
- 3 「略]

(文書の左横書き)

げるものは、この限りでない。

(1)~(3) 「略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、総務課長又は行政経営課長が 縦書きを適当と認めたもの

(文書の記号及び番号)

- 定める記号及び番号を付けなければならない。ただし、記号及び 番号を付けることが適当でない文書又は軽易な文書については、 これを省略することができる。
  - (1) 条例、規則、告示及び訓令 記号はそれぞれ「宮崎県条例 」、「宮崎県規則」、「宮崎県告示」及び「訓令」とし、番号 は行政経営課においてその種類ごとに条例等番号簿(別記様式 第9号)により付けること。

(2)~(4) 「略]

2~5 [略]

(総務課長<u>等</u>への合議)

ければならないものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ <u>当該各号</u>に掲げるものとする。ただし、<u>第17条第4項</u>又は第17条

(例文処理)

第17条 [略]

2 [略]

- (別記様式第8号) に登録しなければならない。
- 4 前2項の規定は、例文の変更について準用する。
- 5 例文として処理することが適当と認められる事案については、 <u>総務課長は、</u>主務課長にその旨を通知し、これを指導することが できる。

(契約書の例文)

- 「契約」という。)に係る契約書について、一定の文案を例文と して定めることができる。
- 2 行政経営課長は、前項の規定により定められた契約書の例文を 2 総務課長は、前項の規定により定められた契約書の例文を例文 登録台帳に登録しなければならない。
  - 3 「略]

(文書の左横書き)

第18条 文書は、左横書きとしなければならない。ただし、次に掲|第18条 文書は、左横書きとしなければならない。ただし、次に掲 げるものは、この限りでない。

 $(1)\sim(3)$  「略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、総務課長が縦書きを適当と認 めたもの

(文書の記号及び番号)

- 第18条の2 文書には、次の各号に掲げる区分により、当該各号に | 第18条の2 文書には、次の各号に掲げる区分により、当該各号に 定める記号及び番号を付けなければならない。ただし、記号及び 番号を付けることが適当でない文書又は軽易な文書については、 これを省略することができる。
  - (1) 条例、規則、告示及び訓令 記号はそれぞれ「宮崎県条例 」、「宮崎県規則」、「宮崎県告示」及び「訓令」とし、番号 は総務課においてその種類ごとに条例等番号簿(別記様式第9 号)により付けること。

(2)~(4) 「略]

2~5 [略]

(総務課長への合議等)

第25条 起案文書のうち、総務課長<u>又は行政経営課長</u>に合議をしな 第25条 起案文書のうち、総務課長に合議をしなければならないも のは、次に掲げるものとする。ただし、<u>第17条第3項</u>又は第17条 の2第2項の規定により例文として登録されているものにあって

- の2第2項の規定により例文として登録されているものにあって は、総務課長及び行政経営課長の合議を要しない。
- (1) 総務課長に合議を要するもの 賞状、表彰状及び感謝状( 知事名のものに限る。)
- (2) 行政経営課長に合議を要するもの 次に掲げるもの
  - ア 条例、規則、告示、公告及び訓令の制定又は改廃に関する もの
  - イ 審査請求その他の不服申立て及び訴訟に関するもの
  - ゥ 契約に関するもの(契約金額が 100万円以上のもので行政 経営課長が合議を要すると認めたものに限る。)
  - エ 県議会に提案する議案(予算案を除く。)
  - オ 法令上問題となるもの
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、県公報に登載するもの

(帳票等の種類)

第51条 この訓令により作成する帳票等は、次のとおりとする。

(1) 総務課に備え付ける帳票等

ア~カ [略]

- (2) 行政経営課に備え付ける帳票等
  - ア 例文登録台帳
  - イ 条例等番号簿

 $(3)\sim(5)$  [略]

別表 保存期間区分標準

(30年保存)

1~9 「略〕

- 10 県の組織の設定及び改廃に関する文書(行政経営課で所掌す
- 11・12 [略]
- 13 官報及び県公報(行政経営課で所掌するもの)

14~23 「略]

[略]

附則

は、総務課長の合議を要しない。

- (1) 賞状、表彰状及び感謝状(知事名のものに限る。)
- (2) 条例、規則、告示、公告及び訓令の制定又は改廃に関する
- (3) 審査請求その他の不服申立て及び訴訟に関するもの
- (4) 契約に関するもの(契約金額が 100万円以上のもので総務 課長が合議を要すると認めたものに限る。)
- (5) 県議会に提案する議案(予算案を除く。)
- (6) 法令上問題となるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、県公報に登載するもの
- 2 前項の規定により合議を要する起案文書が他の部等に合議を要 する場合は、第23条第2項の規定にかかわらず、主務課長の回議 後に当該他の部等の回議を経て総務課長に合議をするものとする 。この場合において、主務課が総務部以外の部等に属するときは 、前段中「主務課長」とあるのは、「主務課長(当該起案文書が 主務次長又は主務部長までの回議を要するときは、主務次長又は 主務部長)」とする。

(帳票等の種類)

第51条 この訓令により作成する帳票等は、次のとおりとする。

(1) 総務課に備え付ける帳票等

ア~カ 「略]

キ 条例等番号簿

(2)~(4) [略]

別表(第41条関係)

保存期間区分標準

(30年保存)

1~9 「略〕

- 10 県の組織の設定及び改廃に関する文書(人事課で所掌するも の)
- 11・12 [略]
- 13 官報及び県公報 (<u>総務課</u>で所掌するもの)

14~23 「略]

[略]

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中文書取扱規程別表の改正規定(「行政経営課」を「人 事課」に改める部分及び「行政経営課」を「総務課」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 訓令第4号

庁 各出先機関

## 宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(本庁における専決)	(本庁における専決)

第4条 [略]

2・3 [略]

掲げる課長の専決することができる事項及び別表第3(その1) に掲げる課長特定専決事項(担当事務に関する事項に限る。)に 務に関する事項に限る。)について専決することができる。 ついて専決することができる。

5 [略]

別表第3(その1)(第4条関係)

			)(第4条関係	(.)	
本庁各	課特	定専	決事項		
課	副	部	次長特定専決	課長特定専決事項	課長補佐
	知	長	事項		特定専決
	事	特			事項
	専	定			
	決	専			
	事	決			
	項	事			
	- 74	項			
ГШ	 各]	垻			
総務	<u>а</u> л			1・2 [略]	
課				3 職員宿舎の貸	
示					
				付けに関するこ	
				<u> </u>	
				4 庁中一般取締	
				<u>りに関すること</u>	
				<u> </u>	
				5 国有資産等所	
				在市町村交付金	
				<u>の交付に関する</u>	
				こと。	
				6 宮崎県東京学	
				生寮の入寮者の	
				決定に関するこ	
人事		<u> </u> [略]		<u> </u>	
課		「四日」			
行政			1 法令の解		1 県公
経営			釈に関する		報の編
課			<u>こと。</u>		<u>さん及</u>
					<u>び発行</u>
					<u>に関す</u>
					<u>ること</u>
					<u>o</u>
					2 県公
					報の正
					誤に関
					するこ
					<u> </u>
財政		 [略]	<u> </u>	1	
課					

第4条 [略]

2・3 [略]

4 室長は、別表第2(職員の服務等に関する事務の項にあっては 4 室長は、別表第2(職員の服務等に関する事務の項にあっては 、事項の欄(3) (室長の出張に係るものを除く。) に限る。) に 、事項の欄(3)に限る。) に掲げる課長の専決することができる 事項及び別表第3(その1)に掲げる課長特定専決事項(担当事

5 [略]

別表第3(その1)(第4条関係)

別:	表第3	(そ	の1	) (第4条関係	.)	
	本庁各	課特	定専	決事項		
	課	副	部	次長特定専決	課長特定専決事項	課長補佐
		知	長	事項		特定専決
		事	特			事項
		専	定			
		決	専			
		事	決			
		項	事			
		垻	ず項			
ŀ	[H	<u></u>	垻			
ŀ		合」		1 11000	1 0 [m/z]	4 IFI /
	総務			1 法令の解	1・2 [略]	1 県公
	課			<u>釈に関する</u>		報の編
				<u>こと。</u>		<u>さん及</u>
						び発行
						<u>に関す</u>
						<u>ること</u>
						<u>o</u>
						2 県公
						報の正
						誤に関
						するこ
						<u>ه ک</u> و
}	1 =		[m/r]			
	人事		[略]			
	課					
	財政		[略]			
	課					
Ī	財産				1 職員宿舎の貸	
	総合				付けに関するこ	
	管理				<u>ځ.</u>	
	課				2	
	<u>4/1×</u>					

宮 崎 県 公 報 平成 30 年 3 月 29 日 (木曜日) 号外 第 14 号

			1		
				<u>りに関すること</u>	
				<u>。</u> 3 国有資産等所	
				<u>古田村交付金</u>	
				の交付に関する	
				<u>の文件に関する</u> こと。	
				4 宮崎県東京学	
				生寮の入寮者の	
				決定に関するこ	
				<u>المراجعة المراجعة ا</u>	
[昭各]		[略]			
観光 1 旅行業法	1 通訳案内業の	観光	1 旅行業法	1 通訳案内士の	
推進 (昭和27年	<u>免許証</u> の交付に	推進	(昭和27年	登録証の交付に	
課 法律第 239	関すること。	課	法律第 239	関すること。	
号) による   <u>1</u>	2 旅行業法第6		号) による	2 旅行業法によ	
次の事務	条の4の規定に		次の事務	<u>る次の事務</u>	
(1)~(3)	よる登録事項の		(1)~(3)	(1) 第6条の	
[昭]	変更に関するこ		[略]	<u>4 の規定によ</u>	
	<u>Ł.</u>		(4) 第23	る登録事項の	
			条の規定	変更に関する	
			による旅	<u>こと。</u>	
			行サービ	(2) 第27条の	
			ス手配業	規定による登	
			<u>の登録に</u>	録事項の変更	
			関するこ	<u>に関すること</u>	
			<u>と。</u>	<u>o</u>	
			(5) 第38 条の規定		
			による旅		
			行サービ		
			ス手配業		
			の登録の		
			抹消に関		
			すること		
			<u> </u>		
[略]	1	[略]			
農村 1 [略]		農村	1 [略]		
計画 2 農地法(		計画	2 農地法(		
課 昭和27年法		課	昭和27年法		
律第 229号			律第 229号		
) <u>による次</u>			) <u>第4条第</u>		
<u>の事務</u>			1項及び第		
			5条第1項		
			の規定によ		
			<u>る許可に関</u>		
			<u>すること。</u>		
<u>(1) 第4</u>					
条第1項					
<u>及び第5</u> 条第1項					
条第1項					
の規定に					
<u>よる許可</u> <u>に関する</u>					
<u>に関する</u> こと。					

	ж д тк
(2) 第39	
<u>の規定に</u>	
<u>よる売渡</u>	
通知書の	
交付に関	
<u>すること</u>	
[昭]	
道路   1 [略]   道路	1 [略]
	2 車両制限令(
課   昭和36年政令第   課	昭和36年政令第
265号) 第5条	265号) 第5条
第1項及び第6	
	第1項及び第6
条の規定による	条の規定による
自動車の交通量	自動車の交通量
が極めて少ない	が極めて少ない
と認めた道路の	と認めた道路の
指定に関するこ	指定に関するこ
	٤.
	3 [略]
[略]	
	[ 1~6 [略]
住宅   略   7 建築基準法(   住宅	略 7 建築基準法(
課   □   □   昭和25年法律第   □   □   課	昭和25年法律第
201号) による	201号) による
次の事務	次の事務
(1) 第48条第	(1) 第48条第
1 項から <u>第13</u>	1 項から <u>第14</u>
	<u>項</u> までの <u>各項</u>
だし書の規定	<u>の</u> ただし書の
による建築の	規定による建
許可に関する	築の許可(同
こと <u>(同条第</u>	<u>条第15項ただ</u>
<u>14項ただし書</u>	し書の場合に
<u>の</u> 規定による	<u>限る。)</u> に関
場合に限る。	すること。
<u> </u>	
	(0) (0) [mtr]
[(2)・(3)[略]	(2)・(3)[略]
(4) 第68条の	(4) 第68条の
3第1項、第	3第1項、第
2項又は第3	2項、第3項
	又は第7項の
る認定に関す	規定による認
ること。	定に関するこ
(5) <u>第68条の</u>	٤.
	(5) <u>第68条の</u>
	<u>4</u> の規定によ
に関すること	る認定に関す
	ること。
(6) [略]	(6) [略]
	\-/
(7) 第68条の	
(7) <u>第68条の</u> 5の6第1項	(7) <u>第68条の</u> 5の6の規定

					の規定に	による	
					認定に	関する	
					こと。		
				()	8)~(15	5)[略]	
				8	[略]		
	[H _i	[4]					

別表第5 (第5条関係)

出先機関の長特定専決事項

「略]

西臼杵支庁

1 [略]

1の2 農地法等の一部を改正する法律附則第6条第6項の 規定によりなお従前の例によることとされる場合における 同法第1条の規定による改正前の農地法第74条の2の規定 による道路等の譲与に関すること。

1の3~14 [略]

[略]

身体障害者センター

1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第4 項の規定による身体障害者手帳の交付及び同法第15条第5 項の規定による申請の却下並びに身体障害者福祉法施行令 (昭和25年政令第78号)<u>第5条</u>の規定による身体障害者手 帳の再交付に関すること。

精神保健福祉センター

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による次の事務
  - (1) 第33条第4項の規定による届出の受理に関すること

(2)~(18) [略]

2~4 [略]

[略]

農林振興局

1・1の2 [略]

1の3 農地法施行法(昭和27年法律第230号)による廃止前の自作農特別措置法(昭和21年法律第43号)及び自作農特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和25年政令第288号)に基づく登記に関すること。

1の4~4 [略]

「略]

土木事務所

1~9 [略]

- 10 漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)による次の事務(串間土木事務所に限る。)
  - (1) <u>第19条第11項</u>の規定による証票の交付に関すること
  - (2) [略]
  - (3) 第41条第4項の規定による証票の交付に関すること

11~15 [略]

港湾事務所

1~4 [略]

				$\overline{}$
		による	認定に	
		関する	こと。	
		(8)~(	15)[略]	
		8 [略]		
「略	 {]			

別表第5 (第5条関係)

出先機関の長特定専決事項

[略]

西臼杵支庁

1 [略]

1の2 農地法等の一部を改正する法律<u>(平成21年法律第57号)</u>附則第6条第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の農地法第74条の2の規定による道路等の譲与に関すること

1の3~14 [略]

[略]

身体障害者センター

1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第4 項の規定による身体障害者手帳の交付及び同法第15条第5 項の規定による申請の却下並びに身体障害者福祉法施行令 (昭和25年政令第78号)<u>第10条</u>の規定による身体障害者手 帳の再交付に関すること。

精神保健福祉センター

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による次の事 務
  - (1) 第33条第7項の規定による届出の受理に関すること

(2)~(18) [略]

2~4 [略]

[略]

農林振興局

1・1の2 [略]

- 1の3 農地法施行法(昭和27年法律第230号)<u>第1条第2</u>号の規定による廃止前の<u>自作農創設特別措置法</u>(昭和21年法律第43号)及び<u>同条第3号の規定による廃止前の自作農創設特別措置法</u>及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和25年政令第288号)に基づく登記に関すること。
- 1の4~4 [略]

[略]

土木事務所

1~9 [略]

- 10 漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)による次の事務(串間土木事務所に限る。)
  - (1) <u>第19条の2第2項</u>の規定による証票の交付に関する こと。
  - (2) [略]
  - (3) 第41条第3項の規定による証票の交付に関すること

1E E

11~15 [略]

港湾事務所

1~4 [略]

## 平成 30 年 3 月 29 日 (木曜日) 号外 第 14 号

# 宮崎県公報

- 5 漁港漁場整備法による次の事務
  - (1) <u>第19条第11項</u>の規定による証票の交付に関すること

(2) [略]

(3) 第41条第4項の規定による証票の交付に関すること

5 漁港漁場整備法による次の事務

(1)  $\underline{\hat{n}19$ 条の 2 第 2 項 の規定による証票の交付に関する こと。

(2) [略]

(3) 第41条第3項の規定による証票の交付に関すること

附則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、別表第3(その1)総務課の項の改正規定、同表行政経営課の項を削る改正規定、同表財 政課の項の次に財産総合管理課の項を加える改正規定及び同表建築住宅課の項課長特定専決事項の欄第7号(1)の改正規定は、平成30年4 月1日から施行する。

法令審査会規程及び宮崎県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 訓令第5号

庁 各出先機関

#### 法令審査会規程及び宮崎県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

(注合審査会規程の一部改正)

第1条 法令審査会規程(昭和39年訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	2. 2. 2	,			
l	改正前	改正後			
l	(事案の提出)	(事案の提出)			
l	第6条 第2条に規定する審査会に付する事案は、当該事務を主管	第6条 第2条に規定する審査会に付する事案は、当該事務を主管			
ı					

長」という。) の決裁を経て、審査会に提出し、その審査を受け なければならない。

(幹事会の会議)

第7条 [略]

2 [略]

- 3 幹事会の議事は、行政経営課課長補佐又は行政経営課の職員の 3 幹事会の議事は、総務課課長補佐又は総務課の職員のうちから うちから会長の指名する者が主宰する。
- 4 [略]

(審査の特例)

- 第9条 前2条の規定にかかわらず、会議を招集することが困難な │第9条 前2条の規定にかかわらず、会議を招集することが困難な 場合は、書面審査をもって、会議にかえることができる。
- 2 提出事案のうち、定例又は軽易に属すると認められるもの又は 2 提出事案のうち、定例又は軽易に属すると認められるもの又は 県民の権利義務に関わらないと認められるものについては、書面 審査をもって、幹事会の会議にかえることができる。
- 3 前2項の書面審査は、会長、委員たる総務部次長及び行政経営 | 3 前2項の書面審査は、会長、委員たる総務部次長及び総務課長 課長並びに関係部(会計管理局を含む。)及び行政経営課の幹事 に合議しなければならない。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、行政経営課において処理する。

する本部長又は部長(会計管理者を含む。以下これらを「主務部 する部長(会計管理者を含む。以下「主務部長」という。)の決 裁を経て、審査会に提出し、その審査を受けなければならない。

(幹事会の会議)

第7条 [略]

2 [略]

- 会長の指名する者が主宰する。
- 4 [略]

(審査の特例)

- 場合は、書面審査をもって、会議に代えることができる。
- 県民の権利義務に関わらないと認められるものについては、書面 審査をもって、幹事会の会議に代えることができる。
- 並びに関係部(会計管理局を含む。)及び<u>総務課</u>の幹事に合議し なければならない。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(宮崎県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第2条 宮崎県職員の職務発明等に関する規程(昭和56年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

ı	以止刖	以止後				
١	(審査会の組織)	(審査会の組織)				
١	第17条 [略]	第17条 [略]				
١	2 会長は総務部長をもって充て、副会長は総務部次長 <u>(総務・職</u>	2 会長は総務部長をもって充て、副会長は総務部次長をもって充				
١	<u>員担当)</u> をもって充てる。	てる。				
١	3~6 [略]	3~6 [略]				

(審査会の庶務)

第19条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(審査会の庶務)

第19条 審査会の庶務は、総務部財産総合管理課において処理する

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中法令審査会規程第6条並びに第9条第1項及び第2項の改正規定は、公 表の日から施行する。

県議会事務局等の予算執行事務等専決規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 訓令第6号

県議会事務局 教育委員会事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 監查事務局 警 察 本 部

#### 県議会事務局等の予算執行事務等専決規程の一部を改正する訓令

県議会事務局等の予算執行事務等専決規程(平成19年訓令第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改正前 改正後

第1条 県議会事務局長、教育次長、人事委員会事務局長、労働委|第1条 県議会事務局長、副教育長、人事委員会事務局長、労働委 員会事務局長、監査事務局長及び警察本部長(以下「事務局長等 」という。)は、知事の権限に属する事務のうちその所属する部 局に係る歳入歳出予算の執行に関する事務(宮崎県事務決裁規程 (昭和40年訓令第1号) に定める知事の決裁すべき事務及び副知 事の専決すべき事務を除く。)を専決することができる。

員会事務局長、監査事務局長及び警察本部長(以下「事務局長等 」という。)は、知事の権限に属する事務のうちその所属する部 局に係る歳入歳出予算の執行に関する事務(宮崎県事務決裁規程 (昭和40年訓令第1号)に定める知事の決裁すべき事務及び副知 事の専決すべき事務を除く。)を専決することができる。

2 [略]

附則

2 [略]

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 訓令第7号

本 庁 各出先機関 教育委員会事務局 人事委員会事務局 警 察 本 部 労働委員会事務局 監查事務局 県議会事務局

## 賠償等審査会規程の一部を改正する訓令

賠償等審査会規程(平成19年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 会長は総務部長の職にある者を、副会長は総務部次長 <u>(総務・</u>	2 会長は総務部長の職にある者を、副会長は総務部次長及び会計
職員担当)及び会計管理局次長の職にある者をもって充てる。	管理局次長の職にある者をもって充てる。
3 [略]	3 [略]
(会長の代表権等)	(会長の代表権等)
第3条 「略]	第3条 「略〕

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が 欠けたときは、次の各号に掲げるところにより、当該各号に掲げ る職務を代理する。
- (1) 総務部次長 (総務・職員担当) の職にある副会長 第1条 第1号に掲げる事項<u>(物品に関するものに限る。)及び同条第</u> 2号に掲げる事項に係る職務
- (2) 会計管理局次長の職にある副会長 第1条第1号に掲げる 事項 (物品に関するものを除く。) に係る職務 (審査会の庶務)
- 処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについて は、当該各号に掲げる課が処理するものとする。
  - (1) [略]
- (2) 第1条第2号に規定する事項のうち、教育委員会事務局に 係るもの 教育委員会事務局<u>総務課</u>
- (3)・(4) [略]

別表(第2条関係)

総務部人事課長

総務部行政経営課長

「略

教育委員会事務局総務課長

[略]

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

- 欠けたときは、次の各号に掲げるところにより、当該各号に掲げ る職務を代理する。
- (1) 総務部次長の職にある副会長 第1条第1号に掲げる事項 に係る職務
- (2) 会計管理局次長の職にある副会長 第1条第2号に掲げる 事項に係る職務

(審査会の庶務)

- 第7条 審査会の庶務は、会計管理局会計課において総括し、及び 第7条 審査会の庶務は、会計管理局会計課において総括し、及び 処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについて は、当該各号に掲げる課が処理するものとする。
  - (1) [略]
  - (2) 第1条第2号に規定する事項のうち、教育委員会事務局に 係るもの 教育委員会事務局教育政策課
  - (3)・(4) [略]

別表(第2条関係)

総務部総務課長

総務部人事課長

「略]

教育委員会事務局教育政策課長

[略]